

最終更新日：2010年3月31日

明治海運株式会社

代表取締役社長 内田 和也

問合せ先：総務グループ TEL:03-3792-0811

証券コード:9115

<http://www.meiji-shipping.com>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

効率的な企業活動を実現する上で、社会から信頼され、信用を得ることが継続的な事業運営と発展に繋がると考えております。企業の社会的責任の遂行と適切な利益追求を同時に達成するため、公正且つ透明性の高い「経営の健全性」確保を念頭に、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定および業務執行についてコーポレートガバナンスの強化を経営上の最重要課題としております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
明治土地建物株式会社	5,347,147	14.85
三井住友海上火災保険株式会社	2,500,000	6.94
東京海上日動火災保険株式会社	2,500,000	6.94
株式会社商船三井	2,463,200	6.84
明海興産株式会社	2,326,000	6.46
株式会社三井住友銀行	1,794,000	4.98
三井造船株式会社	1,219,000	3.38
山崎金属産業株式会社	1,050,000	2.91
株式会社損害保険ジャパン	1,000,000	2.77
中央総合サービス株式会社	1,000,000	2.77

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、大阪 第一部

決算期	3月
業種	海運業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は4名の監査役のうち3名が社外監査役であり、社外監査役による監査が適正に実行され、また監視機能の客観性・中立性が確保されております。さらに、社外監査役の内、2名を独立役員として指名することで、独立役員の経営に対する知識を独立した立場から当社監査体制に活かすことができるようになっております。よって現下の体制で十分に機能していると考えます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会は会計監査人の神明監査法人と定期的に意見交換会を設けており、業務・会計上の課題についての情報・ノウハウを共有するように心掛けております。また会計監査の際には常勤監査役が同席して、会計監査人と情報を交換しながら監査の公正・客観性に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

コーポレートガバナンスおよび内部統制強化を目的として内部監査室を設置しております。内部監査室は監査結果について随時経営会議委員会に報告する体制を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岩根 昌雄	他の会社の出身者									○
峯島 武夫	他の会社の出身者									○
米山 茂	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
岩根 昌雄	独立役員に指定しております	上場会社における代表取締役としての経験が豊富であり、経営に対する知識を独立した立場から当社監査体制に活かして頂けるものと判断し、当社の社外監査役として適任であるため。また、一般株主保護の観点から鑑みて、岩根昌雄氏は独立役員として当社経営陣から独立した地位を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
峯島 武夫	独立役員に指定しております	上場会社における代表取締役としての経験が豊富であり、経営に対する知識を独立した立場から当社監査体制に活かして頂けるものと判断し、当社の社外監査役として適任であるため。また、一般株主保護の観点から鑑みて、峯島武夫氏は独立役員として当社経営陣から独立した地位を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
米山 茂	——	当社業務に関わる広範な知識を有し、当該知識を独立した立場から当社監査体制に活かして頂けるものと判断し、当社の社外監査役として適任であるため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、監査役会が定めた監査の方針・業務の分担等に従い、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、当社の取締役および各部門長ならびに各グループ会社の取締役・使用人等からその職務の執行状況を聴取し、また重要な決裁書類等を閲覧し常に経営に関する監視機能の強化をはかっております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等につきましては、株主総会で承認された範囲の枠内且つ社内規定により支給しており、その報酬にて各役員の職責に対するモチベーションは保たれていると考えます。そのため、当社では業績連動型報酬制度およびストックオプション制度等の導入はいたしておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役報酬に関しましては、有価証券報告書および事業報告で報酬総額を開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役への事務対応は総務グループが窓口となっております。重要な情報につきましては、必要な都度、社外監査役に対し報告・説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は監査役設置会社であります。監査役設置会社形態を採用した理由として、監査役 4 名(社外監査役を含む)による監視機能の客観性・中立性が確保された監査体制が、当社経営体制の監視機能として有効であると判断したためです。

取締役会は最大の経営課題である中長期的な企業価値の拡大を目指し、経営の基本方針およびその他経営に関する重要事項の決定を行うと共に、取締役の業務執行を監督する機関と位置付け、その業務執行活動を毎月報告しております。取締役の任期につきましては、経営責任を明確化し事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、その任期を 1 年としております。

また、取締役会の経営機能と業務執行監督機能の強化・充実をはかると同時に、業務に精通した者を執行役員として任命し、業務執行の責任と権限を大幅に委譲することで会社の健全な運営および効率化を目的とした執行役員制度を導入しております。

当社は、法令等遵守の徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置いたしました。さらに、コンプライアンスの観点から、監査役 4 名のうち 3 名を社外監査役としております。社外監査役は当社経営陣から独立した地位を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがない方です。また社外監査役の中でも、代表取締役としての経験が豊富で、経営に対する知識を独立した立場から当社監査体制に活かすことができる岩根昌雄氏、峯島武夫氏の両氏を独立役員に指定しております。

さらに、内部監査の充実をはかると共に、客観的な監査を実施する目的のもと、独立した内部監査室を設置いたしております。経営会議委員会は、社長を議長として各部門より 7 名をもって構成し、取締役会の基本方針に基づき、取締役会に付議または報告される事項および業務執行に関する重要な事項の審議、経営に関する計画、意見・情報について広範に討議いたします。

会計監査につきましては、神明監査法人与監査契約を結び、業務執行社員である重藤紘一氏および古村永子郎氏が業務を執行し、その他公認会計士 5 名が業務の補助を行っております。当社は継続して会社法監査および金融商品取引法監査を受け正確な経営情報ならびに財務情報の提供に配慮しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会にご出席された株主様に記念品（煎餅）をお渡ししております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
IR資料のホームページ掲載	なし	財務データとして直近の決算短信（連結・単体）、有価証券報告書、株式情報として株式の概要、株主構成、株式事務の概要、明治海運の株価の推移（過去5年分）をHP上に掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全におきましては、環境・安全委員会の主導のもと、夏には「クールビズ」、冬には「ウォームビズ」を実行し、地球環境保全の一助になればと活動しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（内部統制システムについての基本的な考え方および整備状況）

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①取締役は職務執行および意思決定に係る重要な情報を文書で作成し、文書管理規程等の定めに従い、適切に保存および管理します。

②監査役会、コンプライアンス委員会、環境安全委員会が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧に供します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①組織横断的リスク状況の監視は、グループ経営トップが出席する経営会議委員会がこれを行います。個々の損失危険の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統括する担当取締役、担当執行役員がそれぞれの損失の危険に対する潜在性を経営会議委員会に提議します。

②損失の危険が顕在化した場合には、担当取締役、担当執行役員は、速やかに経営会議委員会へ報告します。担当取締役は、現実化した損失の危険に迅速に対応のうえ、その極小化に努め、経営会議委員会は、専門組織の設置を検討します。

③新たに生じたリスクへの対応のため、代表取締役社長は必要に応じて全社へ示達すると同時に、速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて書面または電磁的記録による取締役会も開催可能とします。

②業務に精通した者を執行役員として任命し、業務執行の責任と権限を大幅に委譲することにより、業務執行の迅速化と会社の健全な運営および効率化を図ります。

③①により、取締役の職務の重点を意思決定ならびに業務執行監督の強化・充実に繋げ、且つITの適切な利用を通じて、職務の効率性を確保します。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①役職員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「企業行動ルール」を定めます。また法令等遵守の徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置します。

②コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制確保のための教育および指導を行なうと共に、「相談・通報制度」の窓口となります。

③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、必要に応じ弁護士および警察等と相談します。

④内部監査を担当する組織として「内部監査室」を組織します。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①経営会議委員会での討議事項に、企業集団における事案を含めることで、企業集団として内包されるリスクを検討しております。

②コンプライアンス委員会は、企業集団の共通組織として機能し、法令等遵守の徹底を一元的に図っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

必要に応じて総務担当部門のスタッフが監査役業務を補助します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務担当部門スタッフが監査を補助する場合は、監査役からの直接の業務指示・命令を受けてこれを実行します。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会へ報告します。

②監査役は、経営会議委員会、コンプライアンス委員会、環境・安全委員会に参加し、意見を述べるができるものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- ②監査役は、当社の会計監査人である神明監査法人から会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行なう等の連携を図ります。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況)

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、反社会的勢力および団体に対して毅然とした態度を貫き、断固、一切の関係を排除することに努めることを基本方針としております。

また、反社会的勢力への対応については、当社のコンプライアンスの重要項目の1つとして位置づけ、当社グループ役職員に周知徹底するとともに、反社会的勢力からの圧力があつた場合、必要に応じて、警察への通報や弁護士への連絡を実施する等、外部の専門機関と連携の上、対応いたす所存です。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社法および会社法施行規則に基づき、平成18年5月19日開催の取締役会において「内部統制基本方針」を決定し、本方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用しております。また平成20年4月施行の金融商品取引法に基づく財務報告の適正性確保の為に内部統制の評価・報告への対応も鋭意実施しております。

【 参考資料：模式図 】

